

郵便貯金銀行の業務拡大に関する 私どもの考え方

全国信用組合中央協会

平成18年9月21日

1. 移行期間中の郵便貯金銀行の預入限度額の引上げ・撤廃は、認められるべきではない。

- 全額政府出資会社の子会社である郵便貯金銀行は、その株式保有形態から政府が後ろ盾になっていると受取られ、この信用力を背景とする資金調達は、民間金融機関にとって競争上極めて不利。
- 家計の小口資金を取扱う郵便貯金は、信用組合の預金業務とまさに競合関係にあるため、預入限度の引上げ・撤廃は信用組合の資金調達を圧迫し、ひいては、中小零細事業者等への資金の円滑な供給を阻害する。
- 従って、完全民営化への移行期において、郵便貯金銀行による民業圧迫の事態を招かないよう、なし崩し的な預入限度額の引上げ・撤廃は認められるべきではない。

2. 移行期間中の政府出資が残る間の郵便貯金銀行の貸出業務への進出は、認められるべきではない。

- 絶大な信用力を背景として蓄えられた巨大な資金量を有し、かつ、膨大な地域の個人情報を保有する郵便貯金銀行が資金の運用先を求め、貸出業務に進出することは、地域金融に混乱を招く恐れが大きい。
- 地縁、人縁による地域密着型経営を行い、かつ、相対的に規模の小さい信用組合にとってはその収益を大きく圧迫され、正に経営上の死活問題。
- 従って、郵便貯金銀行の貸出業務への進出は、地域金融の混乱防止や競合金融機関との関係から、移行期間中の政府出資が残る間は認められるべきではない。

3. 公平な競争条件を確保するとの観点から、郵便貯金銀行と郵便事業会社等との顧客情報を遮断する必要がある。

- 郵便局は、郵便事業、郵便貯金事業、保険事業の各種事業を一体で営むことによる民間金融機関には真似できない膨大な地域の個人情報进行保有。
- これらの情報を駆使して個人の金融分野に進出することは、同じ地域密着型の経営形態にある信用組合にとって極めて脅威。
- 従って、民間金融機関との競争条件の公平性を確保するとの観点から、過去の顧客情報を含め、郵便事業などで得た顧客情報については、郵便貯金銀行と適切に遮断することが必要。

信用組合の業容（平成18年3月末）

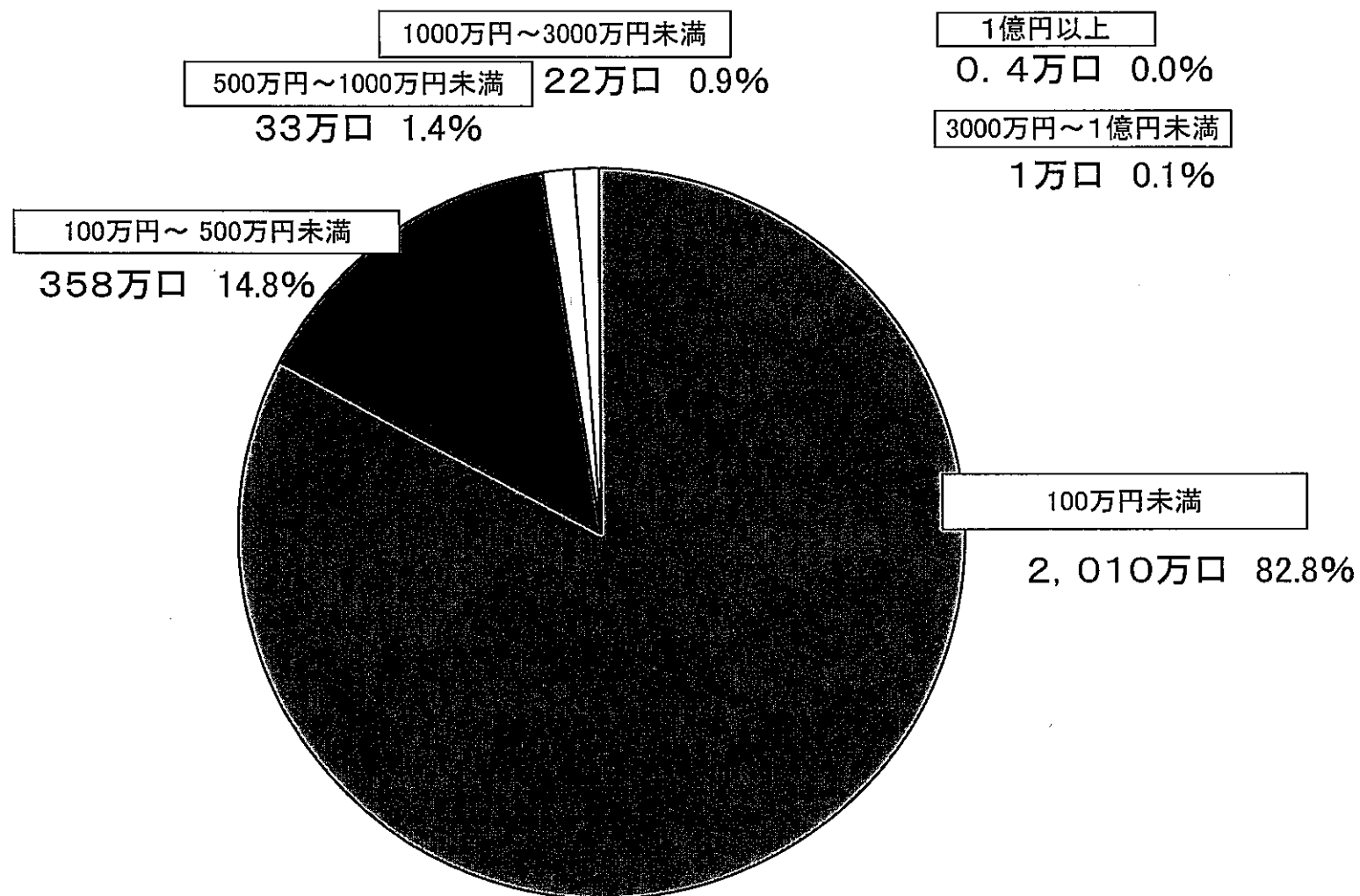
○ 信用組合数	172 組合	
○ 店舗数	1,901 店舗	(11 店舗)
○ 常勤役職員数	22,482 人	(130 人)
○ 組合員数	362 万人	(2 万人)
○ 預金積金	15 兆 9,430 億円	(926 億円)
○ 貸出金	9 兆 3,078 億円	(541 億円)
○ 自己資本比率	9.63 %	

※ ()内は1組合当たり

預金口数の預入金額階層別構成(平成18年3月末)

預金口数 2,427万口中、100万円未満が、2,010万口と、8割を超えている。

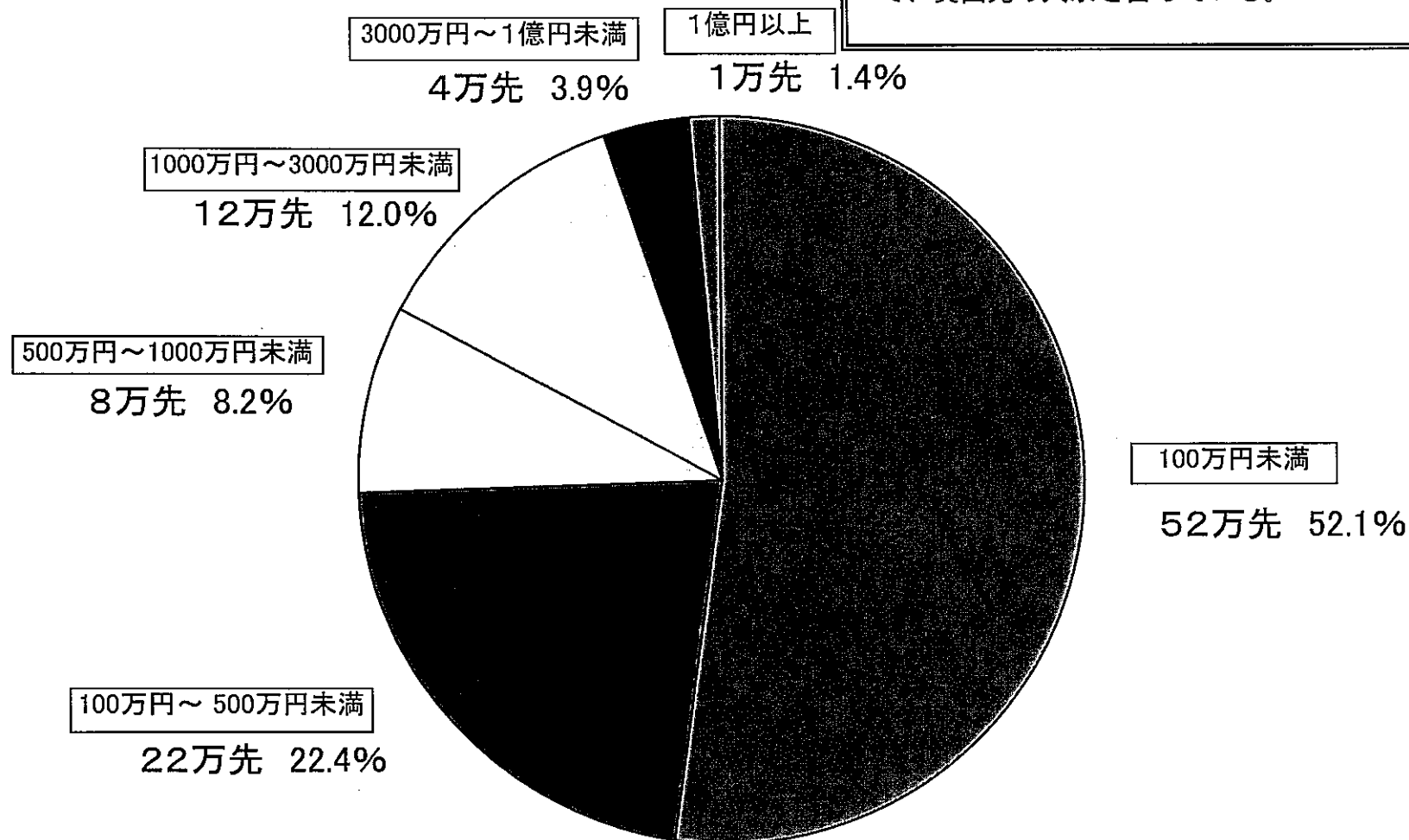
1000万円未満では、2,402万口と、全体の99%を占めている。



貸出先の金額階層別構成(平成18年3月末)

貸出先99万先中、100万円未満が、52万先と、全体の半数を超えている。

1000万円未満では、82万先と、全体の83%で、貸出先の大半を占めている。



経費率の推移

